

消防行政と国際化

自治省消防庁

防災課長 広瀬 経之

1 国際防災の10年について

(1) 経緯

世界では、過去20年間に300万人の生命が自然災害により失われ、被害者の数は少なくとも8億人以上、直接被害額は約230億ドルにもものぼると言われている。このような災害の発生状況を地域別にみると、アジア、南・西太平洋地域での死者の割合が全世界の8割以上を占めている。これらの地域は、気象・地象上、災害が発生しやすいところであり、また、開発途上国が多いことから、社会、経済の発展にも影響を与えている。こうした状況の中で、1987年12月の国連総会において、1990年代を国際協調行動を通じ、全世界、特に開発途上国における自然災害による人命の喪失、財産の損失及び社会的・経済的混乱などの被害を軽減することを目的とする「国際防災の10年」とすることが日本・モロッコをはじめとする93力国から共同提案され、採択された。さらに、1988年12月に、本10年に関する国際行動の枠組み（国連及び各国がとるべき措置、国連の推進機構等）や毎年10月第二水曜日を「国際防災の日」とすること等を内容とする決議がなされた。

国際防災の10年の目的は、国際協調行動を通じ、全世界、特に開発途上国における自

然災害による人命の喪失、財産の損失及び社会的・経済的混乱などの被害を軽減することであり、このため、次のような目標を設定している。

①開発途上国が必要に応じて早期警報システムを設立しようとする際の援助に特別な注意を払いつつ、各国が自然災害の影響を迅速かつ効果的に軽減する能力を向上させること。②国家間の文化的、経済的多様性を考慮しつつ、既存の防災知識を応用するための適切な指針及び戦略を考案すること。③人的、物的損失を減少させるため、知識面での重大な欠陥を埋めるための科学的及び技術分野における努力を促進すること。④自然災害の影響評価、事前予測、予防又は被害の軽減のための手法についての知識を普及させること。⑤これらの手法を、災害の種類や地理的条件に応じた技術援助、技術移転教育訓練等の諸計画を通じて発展させるとともに、その効果を評価すること。また、各国に対して、本10年を通じ自然災害による被害の軽減のための国際協調行動に参加すること等呼びかけている。

(2) 我が国の対応

1989年5月、国際防災の10年に係る施策について関係行政機関相互の緊密な連絡を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るた

め、閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とし自治大臣ほか5大臣を副本部長とする「国際防災の10年推進本部」が設置され、政府として「国際防災の10年事業推進の基本方針」を決定した。国際防災の10年が国際連合で決議された背景には、自然災害は全世界で深刻な影響を及ぼしており、特に開発途上国での影響が深刻であること。一方、科学技術の進歩により自然災害の予防あるいは被害の軽減は可能となりつつあることの認識がある。このため、我が国においても、全世界、特に開発途上国の自然災害による被害の軽減に資する国際協力の推進を図るとともに、このような問題に関して国民の関心と理解を深めることにより、今後の国際協力のための基盤形成を進めることとしている。

(3) 消防庁の対応

以上のような基本的な考え方に沿って、消防庁においても「自治省・消防庁国際防災の10年推進委員会」の設置と自治省及び消防庁としての「国際防災の10年事業の推進に当たっての方針」を決定し、地方公共団体に通知したところである。

その内容は、次のとおりである。

第1 国際防災の10年事業の内容

1) 国際協力及び国際交流の推進

国際連合及び国の国際防災の10年推進本部等の国際防災の10年に関する各種の事業に対し、積極的な参加、協力等を行うとともに、特に開発途上国における災害による被害の軽減に寄与するよう、次に掲げる事項を中心として、消防防災に関する国際協力及び国際交流の推進を図ること。①各種の災害の実情並びに災害の予防・応急及び復

旧対策に関する情報の交換②アジア諸国等消防職員の研修、諸外国からの研修員の受入れ及び専門家派遣の充実③消防防災に関する研究協力④消防資機材等の海外援助への協力⑤消防防災無線通信システムに関する経験や知識の交流の推進⑥国際消防救助隊の派遣体制の充実強化⑦消防用機器に係る国際規格の策定の推進

2) 我が国の災害対策の推進

住民生活の安全確保をめざして、次に掲げる事項を中心とし我が国の災害対策の推進を図るものとし、①各種災害に的確に対処していくための消防防災体制の充実強化、②大規模災害に対する広域応援体制の整備と特殊災害対策等の推進、③衛星通信の活用を含めた消防防災無線通信ネットワークの整備促進、④高齢者、身体障害者等の災害弱者のための対策の推進、⑤地域における防災体制の充実強化、⑥内外の災害に関する資料、文献等の収集・整理とデータベース化の推進

3) 普及啓発活動の推進

国際防災の10年の趣旨を踏まえ、防災知識の普及、防災意識の高揚等を図るため、国際防災の日、春秋2回の火災予防運動、防災週間、119番の日等の機会をとらえて各種の広報、啓発活動を積極的に展開するほか、講演会の開催、記念論文集の作成等を推進するものとする。

第2 国際防災の10年事業の進め方

以上のような国際防災の10年事業を展開するに当たっては、国と国際防災の10年推進本部及び関係行政機関との連携を密にし、事業の総合的かつ効果的な推進を図るものとする。

また、国際防災の10年の趣旨の周知を図り、全国民的な関心を盛り上げるため、今後、関係機関、地方公共団体及び民間団体との連携を図りながら、効果的な事業の推進に努めるものとする。

以上のような状況の中で、消防に携っている関係者が国際防災の10年の趣旨に沿って、国際協力及び国際交流を図ることを目的として、平成2年5月29日から名古屋市において開催されたアジア消防長協会第16回総会の行事の一環として、「国際防災の10年アジア消防名古屋会議」が開催され、アジア諸国の災害の実態及び市機関の災害時における活動等について、参加各国の消防長等の間で意見交換が行なわれた。さらに、国際防災の10年の初年であることから、9月27日に国際防災の10年推進本部主催で横浜市において記念式典が開催された。また、この記念式典に引き続いて、防災及び国際防災協力の重要性を国内外に印象づけるとともに、各国相互間の知識や経験の交流を促進し、国際防災の10年の目的達成に資するため、各国から学識経験者、防災行政関係者等を招いて、国際防災の10年推進本部、横浜市、鹿児島県及び国連地域開発センターの主催で、国際会議が10月1日に開催された。

本年は、自然災害、特に風水害による大きな被害を受けている開発途上国を中心に、各国での体験を踏まえて情報交換を行い、各国の各種対策のノウハウを関係国で活用する方策を見い出し、また、最近の諸外国での経験から、日本の災害対策の推進上参考にするべき点を見い出すことを目的として、11月27日～30日の間、千葉・幕張メッ

セ国際会議場において、「国際防災の10年国際会議92、災害情報と市民防災について」が開催された。

さらに、国際防災の10年の中間年である1994年における防災に関する行事として、最も重要な会議である世界会議の開催を日本で行うことを検討している。

2 国際協力及び国際交流について

災害から生命、身体及び財産を守るということは、国境や民族を超えた万国共通のもので、人類普遍の課題となっている。

消防庁では、この認識の下に今日まで、各国との消防に関する国際交流を行うとともに、開発途上にある諸国に対し、主として国際協力事業団との協力による①集団研修（ア. 消防行政管理研修、平成元年度から実施、19カ国34名、イ. 救急救助技術研修、昭和62年度から実施、16カ国44名、ウ. 消火技術研修、昭和63年度から実施、20カ国35名、エ. 防災技術研修、平成2年度から実施、12カ国15名、オ. 火災予防技術研修、平成2年度から実施、11カ国19名）、②ブラジルでの消防技術指導をはじめとする諸外国への専門家派遣等の事業、③中国及び韓国消防官の消防大学校での研修、アジア・中南米等の諸外国からの個別研修員の受入れ等を行って来た。さらに、最近では、消防に関連する資金協力に際し、被援助国において消防設備等が十分な効果を発揮するよう消防技術面からの助言、指導等を行っている。また、財団法人日本消防協会、アジア消防長会等消防関係団体においても諸外国との交流が積極的に行われている。

3 今後の課題

近年、我が国の国際交流の進展、消防技術に対する国際的評価の向上と合わせ、我が国が世界有数の経済大国としてふさわしい役割や責任を果たすため、消防に関して積極的に国際化を推進し、国際社会に貢献することがますます必要となってきた。

このような社会情勢を踏まえ、既存の研修の充実とあわせ、研修参加国・研修参加者のフオ'ローアップを行うとともに、開発途上にある諸国における消防の現状、消防技術協力のニーズを的確に把握し、その実態に沿ったきめ細かな技術援助を継続的に行い、消防技術協力の充実をさらに推進する必要がある。

こうした課題等について、具体的に整理すると次のとおりである。

(1) 防災に関する国際協力を進めるに当たっての基本的事項

・防災とは、国家が国民に対して負っている基本的責務の一つであることから、防災に対する支援は、被援助国の「自助努力への支援」でなければならない。また、防災に関する実りある国際協力をを行うためには、相手国に我が国のすぐれたところを「教えてやる」という姿勢ではなく、我が国が国際協力を通じて「学ぶ」という心構えが不可欠である。

・我が国が行う防災に対する支援は、事前防災に関するものをより重視していく必要がある。さらに、協先に先だつて、相手国の状況を十分に理解することが重要である。そして、真の意味での相手国の立場を踏まえたメニュー性のある技術協力が望まれる。

・地方公共団体の立場では、直接的な防災協

力の前提として、産業、文化、教育、宗教といった幅広い分野の人的交流が必要であり、このためには、従来の国際交流に加えて開発途上国との交流の量的増大、イベント型の交流から脱皮した、例えば個別具体的テーマに関する持続的な交流といった質的変化を促す必要がある。

(2) 防災に関する国際協力

・防災に関する国際協力を、今後より積極的に進めていくためには、それにふさわしい国内体制を整備することも重要である。

・防災に関する国際協力を、今後より積極的に進めていくためには、相手国の防災に関するニーズを掘りおこすことも重要であり、そのためには、我が国の開発途上国向け情報発信機能を防災分野においても強化することが必要である。

(3) 人材の育成・派遣

・防災行政から防災施設の建設・維持、さらには救助・救急医療、衛生管理にいたる諸分野の人材育成は、専門家の交流、すなわち我が国専門家の相手国への派遣及び相手国専門家の我が国における研修という二つの手段を併用して行うことが望ましい。

・各国の消防機関が新たに消防職員の教育・訓練のあり方を検討する際には、日本の消防学校が長年整備してきた成果を提示することが効果があると考えられる。

・研修生の受入れに当たっては、お互いの研修についての意志の疎通を十分事前に図っておく必要がある。日本の現状をそのまま説明するだけでなく、その背景、歴史、さらには法令についてもその根拠となった考え方を必要に応じて説明することが重要である。また、語学力、カウンセラー能力、企画実

行力といったサポート要員の資質の向上も必要である。

(4) 情報の提供

・開発途上国・先進国が参加する防災に関する情報の交換, 普及のための場(セミナーシンポジウムなど)をなるべく多く設定することが期待されている。

・開発途上国への情報提供の具体的な内容について, 次のようなことが望まれる。

① 消防力の適正配備について

我が国の「消防力の最適配置」の手法を, 各国の都市の実情にあった形に変えた指導を行うことにより, 限られた消防力をより効率的に運用することができる。

② 消防水利の整備について

公有地, 私有地を問わず十分な広さのない場所にも, 敷地の形状に合わせて防火水槽が設置できるよう工夫しているところであり, この面での技術情報の提供なども有効と思われる。

③ 建物の高層化について

建物の高層化, 深層化や道路, 鉄道など都市基盤施設の地下化などが進んでいるが, 各消防本部ではこれらの施設について, 火災予防上, 防災対策上の見地から検討し, 施設の安全化に努めているところであるが, これらの検討した成果を提供する等の支援が出来れば有効である。

④ 技術協力

技術協力体制については, 相手国の経済性, 社会性, 技術レベル, 緊急性等に応じた柔軟な対応が必要である。また, 相手国の実態調査が不足している場合がある。

⑤ 防災資機材の提供

資機材の供与に関しては, 取扱いに関するマニュアルの不備, パーツ補充の不備, ランニングコスト確保の不備, 人材育成の不備等の問題が指摘されているので, 受入れ国の経済的, 社会的, 自然的な状況や希望する条件に合致するか, 受入れ後の自主的なメンテナンスができるかどうか, 受入れ国の法律に定められた規格に合うか等のきめ細かい調査を十分実施する必要がある。

⑥ その他

複数国家にまたがる地域防災の観点からは, 外交面での支援, 協力も重要である。

また, 過去の被災体験の伝達や防災訓練等を通じての普及宣伝の方法等について意見交換し, 今後の防災対策に生かせるよう協力する。